

会議の内容

| | | |
|---|-------------------------|--|
| 1 | 会 議 名 | 平成28年度第2回習志野市福祉有償運送運営協議会 |
| 2 | 開 催 日 時 | 平成29年2月14日（火） 午前10時00分～11時15分 |
| 3 | 開 催 場 所 | 習志野市役所仮庁舎 3階大会議室 |
| 4 | 出 席 者 | 協議会委員：藤井 敬宏 委員（会長）、鈴木 美代子 委員（副会長）、 毎熊 紘行 委員、浅野 俊幸 委員、小野寺 明美 委員、 伊藤 徳廣 委員、海老原 金雄 委員、松井 秀明 委員、 廣瀬 淳一 委員、遠山 慎治 委員 オブザーバー：関東運輸局千葉運輸支局 熱海 氏 事務局：健康福祉部副参事 内海 忠 高齢者支援課長 志摩 豊 障がい福祉課長 江川 陽史 健康福祉政策課 中野 充、大内 桂子、鎌田 直隆 傍聴者：なし |
| 5 | 議 題 及 び 会 議 の 概 要 | <p>【議題】</p> <p>（1）更新登録申請について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人生活クラブ ・特定非営利活動法人じょいんと <p>1. 健康福祉部長挨拶</p> <p>2. 開会 議事（進行：藤井敬宏会長）</p> <p>（1）更新登録申請について</p> <p>①福祉有償運送の必要性について</p> <p>事務局「福祉有償運送の必要性について」資料に沿って説明</p> <p>②社会福祉法人生活クラブの更新登録申請について</p> <p>事務局が、社会福祉法人生活クラブの概要について「福祉有償運送要件確認票」に沿って説明後、事業者より、運送の対象者の状況について説明。</p> <p>事業者（社会福祉法人生活クラブ）</p> <p>利用のある7名の方の状況についてだが、肢体不自由の方が3名いて、通院や外出時の移動支援を行っている。他には、視覚障がいをお持ちの方が1名おり、通院時に利用されている。他には、認知症を患っており、大腿骨の骨折がある方や、癌を患っており、歩けないほどではないが躓くことが多い方などの利用がある。</p> <p>全体を通して、通院に利用されているケースが多い。</p> |

| | | |
|---|-------------------------|--|
| 5 | 議 題 及 び 会 議 の 概 要 | <p>A 委員 旅客の名簿には、今説明のあった7名以外にも登録されているが、その他の方は、御家族の方であったり、タクシー券等で移動支援がまかなえているという判断でよいか。</p> <p>事業所 7名以外の方の場合だと、急病時に利用されることがあるが、それ以外の時に使うケースはほとんどない。</p> <p>A 委員 基本的に通院ということなので、一人につき、月に1、2回の利用というイメージだが、実際はどうか。</p> <p>事業者 利用者によっても違うが、毎週利用されている方もいる。</p> <p>B 委員 今回同時に申請のある「特定非営利活動法人じょいんと」と比べると、設定料金に違いがみられる。また、東京で初乗り料金が410円となる「ちょい乗り」というサービスが始まった。こう言った部分も踏まえて料金設定についてお聞きしたい。</p> <p>事業者 金額に関しては、当初、福祉有償運送を始める際に設定し、関東運輸局に申請した。現行の料金設定は当時のままである。料金的には一般的なタクシーの3分の1程度であるといわれている。 実際には迎えに行くということが多いため、初乗りから5kmまでは1km当たり500円で、それ以降は1km増すごとに基本料金が100円ずつ増えていく料金設定となっている。 迎えに行くための料金をいただいていることがないので、このような料金設定である。</p> <p>会長 千葉県内では、先ほどお話のあった割安のタクシーの運行が認められていない。今の説明については、一般タクシーとの差別化が利用料でも図られているという理解になる。 次の更新時期になると、千葉県中でもタクシー事業そのものの運用形態が変わってくる可能性があり、そういった場合は料金表が見直されてくる場面もあるかと思われる。</p> <p>【採決の協議に移るため、事業者は退出】</p> <p>採決の結果、挙手全員により社会福祉法人生活クラブの更新登録の申請を承認。</p> |
|---|-------------------------|--|

| | | |
|---|-------------------------|--|
| 5 | 議 題 及 び 会 議 の 概 要 | <p style="text-align: center;">③特定非営利活動法人じょいんとの更新登録申請について 【松井委員は申請団体に所属のため退席】</p> <p>事務局が、社会福祉法人生活クラブの概要について「福祉有償運送要件確認票」に沿って説明後、事業者より、運送の対象者の状況について説明。</p> <p>事業者（特定非営利活動法人じょいんと） 運送の対象者は旅客の名簿に記載のとおり、身体障がいをお持ちの方が5名で、それ以外は主に知的障がいをお持ちの方を対象としている。 御家庭の事情で、通院・通学・通園が難しい方の送迎をお持ちに行っている。</p> <p>C 委員 登録会員者数が41名と多いが、実際の運行頻度はどの程度か。</p> <p>事業者（特定非営利活動法人じょいんと） 送迎等を含め月に3、4回程度である。イレギュラーな形で利用されるので、体調を崩されて利用するなどが主で、定期的な利用はない状況である。</p> <p style="text-align: center;">【採決の協議に移るため、事業者は退出】</p> <p>B 委員 要件確認票の「運送の対価」の項目に、入会金10,000円となっている。先ほどの社会福祉法人生活クラブはこのような記載はなかったが、特定非営利活動法人じょいんとの場合は、入会金がないと利用ができないのか。</p> <p>事務局 詳しい部分について、直接、特定非営利活動法人じょいんとに確認してみないとわからないが、会員制となっているので、基本的にはそういうことになる。</p> <p>会長 基本的には福祉有償運送の一般利用はできず、登録をした方が利用できるものになる。その登録の仕方で、無料で登録している場合もあるし、他の事業と絡める形で今回のように入会金を取る場合もある。 あとは、どのような障がいをお持ちの方をお預かりするかということでも、対応を変えていることもある。</p> |
|---|-------------------------|--|

| | | |
|---|-------------------------|--|
| 5 | 議 題 及 び 会 議 の 概 要 | <p>例えば、知的障がいや精神障がいをお持ちの方である場合は、毎回同じドライバーを手配する必要があったり、ドライバーのほかに介助者が必要であったり、あるいは、時間的な部分で特別な配慮をしなければいけなかったりと、いろいろな問題があるため、搬送する方の状況に応じて、時間や費用を各法人で変えているのが実情である。</p> <p>補足をすると、足が不自由で車椅子を御利用の方の場合だとストレッチャー型の車を用意し搬送するという状況がほとんどで、ある意味健常者とかわらない部分もあるが、知的障がいをお持ちの方であったりすると条件がだいぶ変わってくる。そういった意味合いで、通常の距離や時間だけでなく、お世話をする必要性といった部分が加算されているケースもある。</p> <p>D 委員</p> <p>高齢者の方や障がいをお持ちの方で、福祉有償運送を行っている事業所に会員登録しておいたほうが良いケースも想定されると思う。また、そういった方に対して、事業のPRしていくこともできると思うがどうか。</p> <p>事務局</p> <p>習志野市のホームページや、高齢者、障がいにお渡しするパンフレットの中で福祉有償運送について説明をしている。あとは、各事業者がどのようにPRしているのかという部分もある。</p> <p>会長</p> <p>会員登録者でないといけないという所で、認定の状況もあるので、その部分を、オブザーバーの熱海様より御説明いただきたい。</p> <p>オブザーバー熱海氏</p> <p>福祉有償運送に関しては、会員登録された方が利用するということが基本となる。一方で、バスやタクシー等の一般の有償運送は誰でも利用できる。この差というのは、福祉有償運送に関しては利益を重視しないという考え方の部分になる。</p> <p>もちろん、福祉有償運送が必要な方に関しては、会員登録していただいたほうが良いとは思いますが、一概には言えない。</p> <p>会長</p> <p>先ほどから、申請者の方には、運送の対象の方がどういう状況であるかをこの場で確認している。身体障がいをお持ちの方であったり肢体不自由の方であったり、一般的な運送が困難な状況の方を運送しているという説明であった。</p> <p>基本的には、一般のタクシー事業者も介護資格を持ったドライバーの方が増えているという状況もあるので、そちらを利用してもらい、福祉有償運送で全てを抱え込む必要性はないと考える。</p> <p>会員登録する意味についてきちんと情報発信して、どういった方が福祉有償運送を使われる方なのかをもっとPRしないと、一般のタクシーとの差別化がつかなくなってしまう。</p> |
|---|-------------------------|--|

| | | |
|---|-------------------------|---|
| 5 | 議 題 及 び 会 議 の 概 要 | <p>これから、一般タクシー事業者もユニバーサルタクシーという形の車両が入ってきて、これから少しずつ東京オリンピックに向けて変わってくる。</p> <p>そうなることとなおさら、福祉有償運送のニーズに対してどう対応していくかということと、一般のタクシー事業者のPRの仕方が当然変わってくるので、そのあたりを十分注意して情報発信したほうが良いと考える。</p> <p>福祉有償運送という形で、このエリアのこういう障がいをお持ちの方は、会員登録すると通院などの搬送をしていただけたらいい内容の情報発信は何かしらの形で必要であると感じる。</p> <p>採決の結果、(松井委員を除いた) 挙手全員により特定非営利活動法人じょいんとの更新登録の申請を承認。</p> <p>事務局 平成29年3月29日が登録の期限となっている「特定非営利活動法人 福祉のともあゆみ」より、当初、本日の運営協議会の中で更新登録申請をしたいとの申し出があった。しかし、その後、ドライバーなどの体制を整えてから再度申請をするため、今回の登録申請をを辞退する旨の申し出を受けた。</p> <p>会長 更新登録の期限が迫っているので、申請に対する考え方について、オブザーバーの熱海様より御説明をいただきたい。</p> <p>オブザーバー熱海氏 登録の期限である平成29年3月29日までに、関東運輸局千葉運輸支局に書類を整えて、申請をしていただく必要がある。</p> <p>事務局 「特定非営利活動法人 福祉のともあゆみ」にはそのように助言する。</p> <p>3. 閉会</p> |
| 6 | 問い合わせ先 | <p>所管課名：健康福祉政策課 電話番号：047(453)9243 FAX番号：047(453)9309</p> |